

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 7 回総務・企画・議会小委員会

日時　：　平成 1 4 年 1 0 月 1 7 日(木)

場所　：　峰山町役場 2 階大会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 6 消防団の取扱い

(2) 次回の議題について
協定項目の協議について

(3) 次回の小委員会の日程
第 8 回総務・企画・議会小委員会
日程 平成 1 4 年 1 1 月 1 1 日(月) 午後 1 時 3 0 分
場所 丹後町役場 2 階第 4 会議室

3 その他

(1) 地域審議会について

(2) 合併協議会の継続協議事項 (3 項目) について

(3) 新市建設計画の中間案の具体化に向けて

第7回 総務・企画・議会小委員会

協議第1号

19-6 消防団の取扱い

平成14年10月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

| 合併協定項目 | | 19-6 消防団の取扱い | | | 整理番号 | 専門部会名 | 総務部会 |
|-----------------------------|-------|---|--|---|--|---|--|
| 分類 | | 1 消防団の組織 | | | | 分科会名 | 消防分科会 |
| 項目 | | 現 | | 況 | | | |
| | | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 |
| 1 | 定員 | 374人 | 345人 | 490人 | 290人 | 255人 | 242人 |
| 2 | 任用 | 消防団長、副団長は、消防団の推薦に基づき町長が任用。その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から、町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者 | 消防団長、分団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号を有する者の中から町長の承認を得て団長が任命する。 (1)大宮町の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固でかつ身体強健な者 | 消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者 | 消防団長は町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。 (1)本町に住居する年齢満18歳以上45歳未満であること。但し、特に必要があるときはこの限りでない。 (2)団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長たるに足りるものとして消防団より推薦された者であること。 | 消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から、町長の承認を得て任命する。 (1)当該消防団の区域内に居住し又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固でかつ身体強健な者 | 消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。 (1)久美浜町の区域内に住所を有し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ身体強健な者 |
| 3 | 年齢制限 | 18歳以上(上限なし) | 18歳以上(上限なし) | 18歳以上(上限なし) | 年齢満18歳以上 | 18歳以上(上限なし) | 18歳以上(上限なし) |
| 4 組織 ・ 分 団 数 | 分団数 | 6分団 | 8分団 | 5分団 | 5分団 | 5分団 | 4分団 |
| | 団長 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 副団長 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 分団長 | 6人 | 8人 | 5人 | 5人 | 5人 | 8人 |
| | 副分団長 | 6人 | 8人 | 5人 | 5人 | 5人 | 4人 |
| | 指導員 | 12人 | 10人 | 25人 | 13人 | 8人 | 12人 |
| | 部長 | 20人 | 22人 | 17人 | 13人 | 13人 | 13人 |
| | 班長 | 36人 | 44人 | 29人 | 26人 | 17人 | 25人 |
| | 団員 | 292人 | 251人 | 351人 | 186人 | 169人 | 178人 |
| | 合計 | 374人 | 345人 | 434人 | 250人 | 219人 | 242人 |
| | 内、ラッパ | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 10人 | 12人 |
| 内、女性団員 | 0人 | 0人 | 8人 | 0人 | 0人 | 0人 | |
| 内、欠員 | 3人 | 1人 | 56人 | 40人 | 36人 | 0人 | |
| 根拠条例・要綱・規則等 | | | | | | | |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

| 合併協定項目 | 19-6 消防団の取扱 | 整理番号 | | 専門部会名 | 総務部会 |
|---|-------------|--|-------|---------|------|
| 分類 | 1 消防団の組織 | 分科会名 | 消防分科会 | | |
| 課 題 | | 調 整 結 果 | | | |
| <p>6町で、現員数が定員数より136名少ない。 平成14年4月1日現在 現員1860名 定員1996名 現員数、組織体制(併合)、高齢化、過疎化を考慮する必要がある。</p> <p>任用方法については、消防組織法のとおりだが、当該消防団の任用条件に、大宮町、網野町、弥栄町、久美浜町が「当該区域内に勤務する者」を設けている。 また、丹後町のみ上限の年齢制限を設けている。</p> <p>高年齢な団員もいるため、年齢制限(上限)を定めるかどうか検討する必要がある。 定員数の制定に影響</p> <p>(6町合計 現員数) 団長 6名 副団長 6名 分団長 33名 副分団長 33名 指導員 80名 部長 98名 班長 177名 団員 1427名 計 1860名</p> | | <p>(案) 現団員は、そのまま新市へ引き継ぎ、現員数を定数とする。なお、新市移行後、一定の期間内に見直しを行う。</p> <p>(案) 一元化に調整の上、新市に移行する。 消防団長は、消防団の推薦に基づき首長が任命し、消防団長以外の消防団員は、首長の承認を得て消防団長が任命する。(消防組織法第15条の5のとおり)</p> <p>(案) 一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>(案) 平成16年4月1日付けで、6町の消防団を1つにまとめ、別紙のとおり、新市消防団として発足する。 なお、平成16年3月末日までの間においては、現行の組織運営体制とする。 出動体制・招集方法においては、現在のエリアを基本とする。</p> | | | |
| | | 小委員会確認期日 | | 協議会確認期日 | |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

| 合併協定項目 | 19-6 消防団の取扱い | | | 整理番号 | | 専門部会名 | 総務部会 |
|-------------|--------------|----------|----------|--------------------------------|----------|----------|----------|
| 分類 | 2 消防団の手当等 | | | 分科会名 | 消防分科会 | | |
| 現況 | | | | | | | |
| 項目 | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 | |
| 1 報酬等(年額) | | | | | | | |
| 団長 | 報酬額 | 175,000円 | 324,000円 | 160,000円 | 162,500円 | 165,000円 | 160,000円 |
| | その他手当等 | 204,000円 | | 160,000円 | 162,500円 | 165,000円 | 160,000円 |
| 副団長 | 報酬額 | 110,000円 | 206,000円 | 100,000円 | 104,000円 | 106,000円 | 102,500円 |
| | その他手当等 | 136,000円 | | 100,000円 | 104,000円 | 106,000円 | 102,500円 |
| 分団長 | 報酬額 | 87,000円 | 76,500円 | 75,000円 | 77,000円 | 78,000円 | 77,500円 |
| | その他手当等 | 105,000円 | 76,500円 | 75,000円 | 77,000円 | 78,000円 | 77,500円 |
| 副分団長 | 報酬額 | 46,000円 | 46,000円 | 45,000円 | 45,500円 | 48,500円 | 50,000円 |
| | その他手当等 | 68,000円 | 46,000円 | 45,000円 | 45,500円 | 48,500円 | 50,000円 |
| 指導員 | 報酬額 | 44,000円 | 42,000円 | 41,500円 | 0円 | 42,500円 | 50,000円 |
| | その他手当等 | 55,000円 | 42,000円 | 41,500円 | 91,000円 | 42,500円 | 50,000円 |
| 部長 | 報酬額 | 44,000円 | 42,000円 | 41,500円 | 43,000円 | 40,000円 | 42,500円 |
| | その他手当等 | 55,000円 | 42,000円 | 41,500円 | 43,000円 | 40,000円 | 42,500円 |
| 班長 | 報酬額 | 40,000円 | 33,000円 | 39,000円 | 33,000円 | 24,000円 | 30,500円 |
| | その他手当等 | 37,000円 | 33,000円 | 39,000円 | 33,000円 | 24,000円 | 30,500円 |
| 団員 | 報酬額 | 40,000円 | 18,500円 | 18,000円 | 21,500円 | 18,000円 | 20,000円 |
| | その他手当等 | | 18,500円 | 18,000円 | 21,500円 | 18,000円 | 20,000円 |
| 備考 | | | | 指導員3人(主任)は副分団長格、 10人は部長格で支出 | | | |
| 2 出動手当等 | | | | | | | |
| 出動手当 | 1,600円×5回 | 1,600円/回 | 1,200円/回 | 1,500円/回 | 600円/回 | | |
| 訓練手当 | | 1,500円/回 | | 1,500円/回 | 1,300円/回 | | 1,500円/回 |
| 警戒手当 | | 1,500円/回 | 1,200円/回 | 1,500円/回 | | | 1,500円/回 |
| 根拠条例・要綱・規則等 | | | | | | | |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

| 合併協定項目 | 19-6 消防団の取扱い | 整理番号 | | 専門部会名 | 総務部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----------|----------|--------|---------|-----|-----|--------|-------|-----------|-------|-------|-------------------------------------|---------|--------|---------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--|--------|--------|------|--------|--|--------|--------|----|--------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|--------|-------------------------------------|--|--|
| 分類 | 2 消防団の手当等 | 分科会名 | 消防分科会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課 題 | | | 調 整 結 果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>各町、階級によって額が違ふ。報酬額とその他手当をあわせた額が実質支給されている。</p> <p>《参考》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>宮津市</th> <th>国基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団員報酬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 団長</td> <td>116,200</td> <td>72,000</td> <td>105,000</td> <td>81,000</td> </tr> <tr> <td> 副団長</td> <td>73,200</td> <td>40,000</td> <td>67,000</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td> 分団長</td> <td>67,300</td> <td></td> <td>61,000</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td> 副分団長</td> <td>33,000</td> <td></td> <td>31,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td> 部長</td> <td>25,000</td> <td>28,000</td> <td>27,000</td> <td>35,500</td> </tr> <tr> <td> 班長</td> <td>21,700</td> <td>22,000</td> <td>20,500</td> <td>35,500</td> </tr> <tr> <td> 団員</td> <td>15,200</td> <td>16,000</td> <td>18,500</td> <td>34,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円(年額)</p> | | | | 福知山市 | 舞鶴市 | 宮津市 | 国基準 | 団員報酬 | | | | | 団長 | 116,200 | 72,000 | 105,000 | 81,000 | 副団長 | 73,200 | 40,000 | 67,000 | 67,500 | 分団長 | 67,300 | | 61,000 | 49,000 | 副分団長 | 33,000 | | 31,000 | 44,000 | 部長 | 25,000 | 28,000 | 27,000 | 35,500 | 班長 | 21,700 | 22,000 | 20,500 | 35,500 | 団員 | 15,200 | 16,000 | 18,500 | 34,500 | <p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> | | |
| | 福知山市 | 舞鶴市 | 宮津市 | 国基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団員報酬 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団長 | 116,200 | 72,000 | 105,000 | 81,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副団長 | 73,200 | 40,000 | 67,000 | 67,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分団長 | 67,300 | | 61,000 | 49,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副分団長 | 33,000 | | 31,000 | 44,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長 | 25,000 | 28,000 | 27,000 | 35,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 班長 | 21,700 | 22,000 | 20,500 | 35,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団員 | 15,200 | 16,000 | 18,500 | 34,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>各町により、1回あたりの単価が違ふ。また予算措置の違いが有り、出勤回数があるところや、回数に限定されているところがある。</p> <p>《参考》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>宮津市</th> <th>国基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出勤手当/回</td> <td>1,200</td> <td>1,000(以内)</td> <td>2,000</td> <td>6,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円</p> | | | | 福知山市 | 舞鶴市 | 宮津市 | 国基準 | 出勤手当/回 | 1,200 | 1,000(以内) | 2,000 | 6,700 | <p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 福知山市 | 舞鶴市 | 宮津市 | 国基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出勤手当/回 | 1,200 | 1,000(以内) | 2,000 | 6,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 小委員会確認期日 | | 協議会確認期日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

□地域審議会

「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念や不安を払拭するために、合併前の市町村の区域を単位として、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたもの。

- ・ 地域審議会は、
 - ① 合併関係市町村の協議により
 - ② 期間を定めて
 - ③ 合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができる（合併特例法第5条の4第1項）、

その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べることとされている。

- ・ 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされている（合併特例法第5条の4第2項）。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。（合併特例法第5条の4第3項）。

また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かななければならない。（合併特例法第5条第8項）。

- ・ 地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられる。

新市町村の関係区域に係る事務に関して

- ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議するもの
市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行等
- ・ 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べるもの
公共施設の設置・運営管理、福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施等

市町村の合併の特例に関する法律

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域にかかる事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、その内容を直ちに告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

先進事例

・大船渡市・三陸町合併協議会

(編入される三陸町の区域を対象とする地域審議会を設置)

| | |
|------|--|
| 所掌事項 | (1)設置区域に係る合併建設計画の変更及び執行状況、ふるさと創生基金の用途並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し答申する (2)設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。 |
| 組織等 | 委員15人で組織。設置区域に住所を有する者で次の中から市長が委嘱 ①公共的団体の役職員、②学識経験者、 ③公募による選任者(3人以内) |
| 設置期間 | 平成13年11月15日(合併日)から平成24年3月31日まで |
| 会議状況 | 会議：年3回(予定) 委員の任期：2年 事務所管：三陸支所 第1回 平成14年3月30日開催 第2回 平成14年9月26日開催 ①公共的団体の役職員 5名 漁業組合長・農協参事・商工会長・森林組合理事 ・商工会青年部長 ②学識経験者 7名 元議長・元議員2名・元教育委員・漁業代表・農協代表 ・主婦代表 ③公募による選任者 3名 <会議内容>・建設計画の進捗について ・三陸町ふるさと創生基金の用途について |

・中球磨5か町村合併協議会(合併後、旧市町村の地区に地域審議会を設置)

| | |
|------|---|
| 所掌事項 | <p>1 新町の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申する</p> <p>(1) 新町建設計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 新町建設計画の執行状況に関する事項</p> <p>(3) 地域振興のための基金の活用に関する事項</p> <p>(4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項</p> <p>(5) その他町長が必要と認める事項</p> <p>2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べるができる</p> |
| 組織等 | <p>委員15人で組織。設置区域に住所又は事業所等に勤務する者で次の中</p> <p>から町長が任命</p> <p>(1) 区長、(2) 農林業団体、商工業団体に属する者、(3) 社会教育及び学校教育の団体に属する者、(4) 青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者、(5) 社会福祉に関係する者、(6) 消防団員、(7) 学識経験を有する者</p> |
| 設置期間 | 平成15年4月1日(合併日)から平成25年3月31日まで |

地域審議会の設置の手続

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく合併市町村の長の附属機関である。

地域審議会の設置及び地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の組織及び運営に関し必要な事項に係る合併関係市町村の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。また、合併市町村は、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないものとされている。

地域審議会の役割等

地域審議会は、合併関係市町村の区域であった区域において合併市町村が処理する事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる機関である。

どのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において、地域の実情に応じて判断されるべきものであるが、一般的には、例えば、合併市町村の長の諮問に応じる事項としては、市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用、基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられ、また必要と認められる事項としては、市町村建設計画の執行状況（随時的なもの）、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況などが考えられる。また、当該区域においてのみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業については諮問に応じる事項にも必要と認める事項にもなり得るものである。

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、すべての市町村に置かなければならないものではなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域について置かなければならないものでもない。これは、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが、合併の懸念や障害を除去することに資する場合や合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図っていくうえで適切である場合などに、それぞれの地域の実情により、主体的に判断されるべきものであると考えられるからである。

地域審議会の設置は、従来一体性があつた合併関係市町村の区域を単位とするもの。ただし、合併に伴い市町村の規模が大きくなるため、広報公聴の単位などとして、合併関係市町村の区域をさらに細分化し、自治法138条の4第3項に基づき、条例により附属機関を設置することを妨げるものではない。

地域審議会は、特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議において期限を定めて設置されることとされている。なお、合併後に設置機関の変更を行うことは可能であると考えられる。期限を定めるに当たっては、市町村建設計画の変更の際には地域審議会の意見を聴かなければならないとされていることに鑑み、市町村建設計画の期間（例えば5年～10年）も考慮されることが適当である。

総務省 制度・政策改革ビジョン（平成14年8月・片山プラン）

1. 地方行政制度改革

基本的な考え方

自己決定・自己責任の原則に基づいた自立的な地方行政システムを構築

合併推進による市町村の規模・能力の強化、行政の効率化、財政力の均衡化

合併による市町村再編を踏まえた新たな地方自治の仕組みの検討
例）都道府県のあり方、小規模市町村等

「地方にできることは地方に」との原則の下、国と地方の役割分担を見直し、適正化

2. 市町村再編後の地方自治体のあり方

第27次地方制度調査会における審議を踏まえ、合併による市町村再編の進展に応じて新たな地方自治の仕組みを検討

論点（一部）

基礎的自治体のあり方

- ・ 小規模市町村の区域における事務処理のあり方
- ・ 規模が大きくなった基礎的自治体内の地域組織等の制度化の適否

第27次地方制度調査会審議事項に係る論点整理について

基礎的自治体のあり方

1. 基礎的自治体一般論

- そもそも基礎的自治体というものについて、どう考えるべきか。
- 基礎的自治体は、本質的に同じタイプのものであるべきか、異なるタイプのものが存在することとするべきか。また、同じタイプの基礎的自治体の中でも、仕事や責任、組織等について、さらに多様性を認めることとするべきか。
- 合併が進んで規模が大きくなった基礎的自治体に、都道府県が地域レベルで果たしている機能の一部を移管することとするか。

2. 小規模市町村

- 今後、基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となる小規模市町村のあり方について、どう考えるべきか。
- 現行の小規模市町村を見直す措置（合併方式、他の団体による処理等）を講じる場合、その対象団体をどのように決めるべきか。人口等の客観的基準に全くよるべきか、当該団体の申出等も考慮するべきか。
- 見直し後においてもなお小規模市町村が担う事務や組織のあり方について、全国共通の形態とするか、地域により様々な形態の選択を可能とするか。

3. 小規模市町村の区域における事務処理

- 今後、基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となる場合、その担うべき事務の一部については、都道府県に配分するか（垂直補完）、それ以外の団体に配分するか（水平補完）。また、都道府県以外の団体に配分する場合、住民の意向反映という問題をどう考えるか。
- 垂直補完方式と水平補完方式の選択を認めることが考えられるか。
- 上記の措置の対象となる団体について、引き続き、基礎的自治体としての法人格をそのまま残すか、基礎的自治体ではない形で法人格を有するものとするか。

4. 基礎的自治体内の地域組織等

- 合併が進んで基礎的自治体の規模がある程度大きくなったとき、基礎的自治体の区域内において、ネイバーフッドガバメントやコミュニティ等の狭域の自治組織を制度化するか。この場合、ごく限定的な権能の地域団体とするか、それともかなり多様な権能を備えた団体とするか。